

許可番号

派 34-300148

許可年月日

平成 18年 3月 1日

労働者派遣事業許可証

氏名又は名称 中国エンジニアリングサービス 株式会社

住所 広島県広島市南区東雲2-14-6

事業所の名称 中国エンジニアリングサービス 株式会社

事業所の所在地 広島県広島市南区東雲2-14-6 塩田工業ビル1F

有効期間

平成 31年 3月 1日から

平成 36年 2月 29日まで

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の許可を受けて労働者派遣事業を行う者であることを証明する。

平成 31年 3月 1日

厚生労働大臣

根本匠



平成 31年 3月 1日

労働者派遣事業許可条件通知書

中国エンジニアリングサービス 株式会社 殿

厚生労働大臣

根本匠



平成18年 3月 1日付け許可番号派34-300148の許可は下記の理由により次の許可条件を付して行う。

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取り消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法第139号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6箇月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に提起することができる。

（許可条件）

- 専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行うものではないこと。
- 派遣先における団体交渉又は労働基準法に規定する協定の締結等のための労使協議の際に使用者側の直接当事者として行う業務について労働者派遣を行うものではないこと。
- 労働保険・社会保険の適用基準を満たす派遣労働者の適正な加入を行うものであること。
- 無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないこと。また、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないこと。
- 労働者派遣事業を行う事業所を新設する場合においても、「許可基準」の所定の要件を満たすこと。
- また、労働者派遣事業を行う事業所を新設する場合にあっては、届出を行うに先立って、事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局に事業計画の概要及び派遣元責任者となる予定の者等について説明を行うこと。

記

（1、2、3及び4の理由）

労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を考慮する必要があるため。

（5及び6の理由）

許可後に届出により新設される労働者派遣事業を行う事業所においても、適正な事業運営を確保する必要があるため。